

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験の実施状況（令和6年度）（単位：人）

職種区分	応募者数	採用者数	内男性	内女性
一般事務職	80	14	8	6
技師	6	2	1	1
社会福祉士	4	3	1	2
保健師	8	4	0	4
保育士	16	4	0	4
業務員	9	2	2	0
合計	123	29	12	17

(2) 再任用職員の採用状況（令和7年4月1日現在）（単位：人）

区分 職種	合計		常時勤務 再任用職員		短時間勤務 再任用職員	
		任 期 更 新		任 期 更 新		任 期 更 新
一般事務職	13	10	2	1	11	9
保育士	2	0	0	0	2	0
業務員	1	1	1	1	0	0
合計	16	11	3	2	13	9

(3) 退職者数（令和6年度）（単位：人）

区分 職種	合計	退職				その他		
		定年	定年前 早期	普通	死亡	分限免職	懲戒免職	再任用後 の離職等
一般事務職	20	2	4	14	0	0	0	0
技師	5	0	0	5	0	0	0	0
保健師	1	0	0	1	0	0	0	0
保育士	5	0	3	2	0	0	0	0
助産師	1	0	0	1	0	0	0	0
小計	32	2	7	23	0	0	0	0
業務員	1	0	0	0	0	0	0	1
小計	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	33	2	7	23	0	0	0	1

## (4) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	職 員 数		増減数	理 由 等	
	部 門	令和6年			令和7年
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	51	52	1	人事異動に伴う増
	税 務	18	18	0	
	労 働	0	0	0	
	農林水産	6	6	0	
	商 工	4	4	0	
	土 木	11	11	0	
	民 生	91	93	2	人事異動に伴う増
	衛 生	43	43	0	
小 計	227	230	3		
特 別 行 政 部 門	教 育	32	32	0	
	小 計	32	32	0	
普通会計計		259	262	3	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	0	0	0	
	水 道	14	12	-2	人事異動に伴う減
	下 水 道	13	10	-3	人事異動に伴う減
	そ の 他	27	27	0	
	小 計	54	49	-5	
合 計		313	311	-2	

※ 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除きます。

## (5) 定員適正化計画の目標等

## ①定員適正化計画の方針

職員数については、多くの自治体が職員数を減少していかなければならない中、本市では、前計画から引き続き、現状の職員数を基本として、いたずらに増やすことなく、現状の職員数を維持し行政運営をすすめることにより、定員の適正化に努めます。

一方、県内の人口が減少する中、本市の人口は、微増している状況下において、住民ニーズが高度化・多様化してきていることに加え、災害等突発的な業務による事務が増加しています。部門別の職員数を注視して、住民サービスの低下を招かないように組織体制の見直しや、専門資格者等の職員を含めた人員の確保が必要と考えます。

なお、職員の採用につきましては、退職者補充を基本としながら、会計年度職員及び再任用職員等の人員も考慮した上で、適正な職員の採用を行い、年齢構成の平準化を図り、バランスの取れた組織づくりを目指していく必要があると考えます。

## ②令和3年度から令和7年度の定員適正化計画

年度	R3	R4	R5	R6	R7
職員数	332	332	332	332	332

※ 職員数は一般職に属する職員です。

(6) 級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	基準となる職務	職員数 (人)	構成比 (%)	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
1 級	主事、技師、福祉主事、社会福祉士、保健師、保育士、栄養士、看護師、助産師、業務員、調理員	76	24.4	主事	43	155	49.8	主事級
				技師	2			
				社会福祉士	2			
				保健師	5			
				保育士	16			
				業務員	5			
				調理員	3			
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、福祉主事、社会福祉士、保健師、保育士、栄養士、看護師、助産師、業務員、調理員	79	25.4	主事	42	155	49.8	主事級
				技師	5			
				社会福祉士	5			
				保健師	11			
				保育士	7			
				栄養士	1			
				業務員	8			
3 級	係長、副主任保育士、主任、専門員の職務	65	20.9	係長	43	65	20.9	係長級
				副主任保育士	19			
				主任	3			
4 級	課長補佐、所長補佐、主任保育士の職務	30	9.6	課長補佐	25	30	9.6	課長補佐級
				主任保育士	5			
5 級	副課長及び保育所長の職務	23	7.4	副課長	18	23	7.4	副課長級
				保育所長	5			
6 級	次長、課長、総括所長の職務	32	10.3	課長	20	32	10.3	課長級 次長級
				次長	12			
7 級	理事及び部長の職務	6	1.9	理事	0	6	1.9	部長級
				部長	6			

(注) 給料表の級区分による職員数です。

2 職員の人事評価の状況

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価である「能力評価」と、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である「業績評価」の両面から人事評価を実施しています。

評価名	評価期間
能力評価	4月から9月まで及び10月から翌年3月まで
業績評価	4月から翌年3月まで(9月末時点で中間評価を実施)

3 職員の給与の状況

別に掲載しています「岩出市の給与・定員管理について」をご覧ください。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (令和7年4月1日現在)

1日の正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時45分	17時30分	12時から13時

※ 勤務開始時刻・終了時刻・休憩時間については、職場により異なります。

(2) 一般職員の勤務時間の運用状況 (令和7年4月1日現在)

- ア 時差通勤制度の有無 無
- イ フレックスタイム制度の有無 無
- ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務制度の有無 無

(3) 一般職員の年休の使用状況 (令和6年1月1日～令和6年12月31日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率(%) (b)/(a)
8,273.0日	2,362.8日	219人	10.8日	28.6%

(4) 特別休暇の導入状況

1 公民権の行使	必要と認められる期間
2 裁判員、証人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年5日以内
5 職員の結婚	5日以内
5-2 不妊治療	1暦年5日(体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合は10日)以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
7 つわり	7日以内
8 妊娠、産後の保健指導等	妊娠期間に応じた付与
9 産前産後	出産予定日以前6週間から産後8週間
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各30分
12 配偶者の出産	3日以内
13 配偶者の出産に係る子の養育	5日以内
14 子の看護	5日(子が2人以上の場合は10日)以内
15 介護	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
16 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
17 忌引き	配偶者7日、父母7日、子5日、祖父母3日他
18 夏季	5日以内
19 感染症等	必要と認められる期間
20 天災被害	10日を超えない範囲内で必要と認められる期間
21 出勤困難	必要と認められる期間

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和6年度) (単位:人)

処分事由	処分の種類	処分の種類					計	失職
		降任	免職	休職	降給			
(1) 勤務成績が良くない場合		0	0	0	0	0	0	
(2) 心身の故障の場合		0	0	4	0	4	0	
(3) 職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0	0	0	
(4) 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0	0	0	0	0	
(5) 刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0	0	0	
(6) 条例で定める事由による場合		0	0	0	0	0	0	
(7) 合計(1)～(6)の計		0	0	4	0	4	0	
(8) 地公法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0	0	0	
(9) 地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者		0	0	0	0	0	0	

(2) 懲戒処分者数 (令和6年度) (単位:人)

処分事由	処分の種類	処分の種類			
		戒告	減給	停職	免職
(1) 給与、任用に関する不正(諸給与の不正領得等)		0	0	0	0
(2) 一般服務違反関係(信用失墜行為、欠勤、勤務態度の不良等)		0	0	0	0
(3) 一般非行関係(金銭、異性関係等の非行等)		0	0	0	0
(4) 収賄等関係		0	0	0	0
(5) 道路交通法違反		0	0	0	0
(6) 監督責任		0	0	0	0
(7) 合計(1)～(6)の計		0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得者数 (令和6年度) (単位:人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	令和6年度中に新たに取得可能となった職員			取得率 (%)
			育児休業等 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	
男性職員	3 0	0 0	9	3	0	33
女性職員	5 7	6 2	4	4	0	100
計	8 7	6 2	13	7	0	54

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段には令和6年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者を、下段には育児休業(部分休業)の期間が令和4年度から令和6年度にかけて引き続いていない者の数を記入しています。

(2) 介護休暇の取得状況 (令和6年度) (単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者(職員との続柄別)									
		計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母		祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0

## (3) 介護時間の取得状況 (令和6年度)

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者(職員との続柄別)									
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母		祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0

## 7 退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関する条例を制定し、平成28年4月1日から施行しました。管理又は監督の地位に職に就いている職員であった者は、以下の再就職情報について、届出をします。

## ○ 届出事項

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 離職時の職
- 4 離職日
- 5 再就職日
- 6 再就職先の名称
- 7 再就職先の業務内容
- 8 再就職先における地位

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 公務災害・通勤災害の状況

(単位:件)

区 分	公 務 災 害				通 勤 災 害			
	申請	認定	不認定	継続審議	申請	認定	不認定	継続審議
令和6年度	2	2	0	0	1	1	0	0

## (2) 健康診断等の状況 (令和6年度)

区 分	のべ受診者数(人)
職員定期検診	259
子宮ガン検診	30

## (3) 岩出市職員互助会の状況 (令和6年度)

	岩 出 市 職 員 互 助 会
会員数	333人
掛 金	8,447千円
掛金率	本俸×4/1000+1,000円

※ 補助金については、平成27年度より廃止となっています。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の実施状況 (令和6年度)

研 修 名	修了者数(人)
岩出市研修	計 1,366
新規採用職員研修	23
接遇研修(カスハラ)	159
コンプライアンス研修(秘密保持義務)	142
コンプライアンス研修(不祥事防止マネジメント)	154
メンタルヘルス研修	296
人権研修	296
情報セキュリティ	296
和歌山県市町村職員研修協議会	計 73
新規採用職員研修	26
一般職員一次研修	7
一般職員二次研修	5
監督者一次研修	8
監督者二次研修	7
管理者研修	3
タイムマネジメント研修	1
地方自治法研修	2
DX研修	2
パソコン研修	12
研修参加延合計数	1,439

10 公平委員会における業務の状況(令和6年度)

区 分	
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する不服申立	0 件